

行政事業レビュー公開プロセス(6月14日)

(事業名)メンタルヘルス対策支援センター事業

コメント結果	抜本的改善
見直し案は妥当 0 人	
見直し案では不十分 6 人	2 人 事業の廃止
	4 人 抜本的改善
	0 人 一部改善

<とりまとめコメントの概要>

6名全員が見直しが不十分とのご判断。うち2名が「廃止」、4名が「抜本的改善が必要」とのご判断。

集計結果を踏まえ、とりまとめとしては「抜本的改善が必要」とする。

「廃止」との厳しい意見もあった。事業の委託先の選定方法について競争性を高めるといったことよりも、事業の在り方のそもそも論を含めて見直しを検討することが必要であり、

しっかり取り組みたい。

<外部有識者のコメント>

- ・当該事業は、労働基準監督署が中心となって行うべき。
- ・現行の補助金スキームは不要。
- ・メンタルヘルス対策支援センターを支援する形になっているこの予算の使い方は止めるべきである。二次予防が義務化されれば、事業所に対して、労働基準監督署を通じて、各県のメンタルヘルス対策支援センターへの相談を促すこと、さらにはメンタルヘルス対策支援センターが一次予防や三次予防を促す説明会等の企画を直接的に支援すればよい。
- ・契約方式により競争性を持たせ、効率的な執行とすべき。具体的には、仕様書を明確にした上で、一般競争入札とすべき。
- ・労働者健康福祉機構との契約額については、精査を行うべき(予算・実績両方とも)(他の事業の人的・物的資源を使っている)

- ・労働安全衛生法の改正に伴い、二次予防に関する事業者からの相談件数が増加すると見込まれるが、これに対する労働基準監督署との「指導」機能との役割分担を明確にし、必要な事業に集中化し、効率化を図る。
- ・成果目標が妥当か疑問。メンタルヘルス措置のある職場100%という新成長戦略との整合性を図るべき。
- ・対策促進にあって、ボトルネックとなる職種、企業規模等の要因分析が不十分。
- ・二次は義務づけで100%普及になるとしても、一次・三次の普及は不明。
- ・このメンタルヘルス対策全体としての政策再構築が見直されていくべきだ。まだ、取り組みがない400万事業所に対しての具体的な対応がどうなるか、大変甘い見通しではないか。現在「新型うつ」が新たな社会問題となっている。